

法文第307号

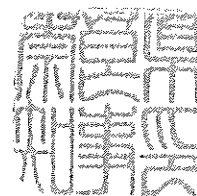
令和6年9月3日

公益社団法人橿原経済倶楽部

会長 高瀬 泰嗣 様

奈良県知事

山下 真



### 勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

#### 1 勸告年月日

令和6年9月3日

#### 2 再勧告の趣旨

貴法人から提出のあった、「勸告に係る措置状況報告書」、「各報告要求に対する報告書」、「ヒアリング内容」等を検証したが、貴法人は、「コンプライアンス委員会の委員長に、第三者委員会の調査対象とも言うべき人物を据えて問題の検証や措置内容を検討」、「問題の責任は法人が立入検査を妨げたこと等にあるにもかかわらず、県の検査実施方法等に責任を転嫁」、「令和5年8月のコンプライアンス委員会において、立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていた事務局長を専務理事等にするなどを議論」するなど勸告の趣旨を全く理解しておらず甚だ遺憾である。

また、講じられた措置も、その検討過程の公平性及び公正性に疑念があるだけでなく、その内容も適正なガバナンスを確保できるものとは言い難く不十分であると認められる。

以上のことから、別紙①「求める措置の根拠となる事実」を熟読したうえで、再度、下記3に記載のガバナンス構築等のために必要な措置を講じるよう求めることとした。

#### 3 講ずべき措置

以下の(1)～(4)の講ずべき措置の根拠については、別紙①を参照されたい。

##### (1) 今回事案についての社員への説明責任の遂行

##### ① 社員への説明責任の遂行 【別紙①～③ 参照】

社員に対して、本件勸告文（求める措置の根拠となる事実（別紙①）、奈良県公益認定等審議会会長メッセージ（別紙②）及び本件事案の全体像（別紙③）を含む。）を配付した上で、勸告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明し、社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。また、当該意見取りまとめ結果及び今回勸告に係る措置状況報告書を社員へ報告すること。（意見聴取方法に關す

る詳細は令和6年9月3日付け奈良県総務部長通知を参照)

(2) ガバナンス関係 【別紙① 2～4 参照】

② 理事会による責任ある法人運営の確立

法定の機関ではない正副会長会議に業務執行の権限を帰属させることで、理事会の業務権限を奪う恐れがある。理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。加えて、理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。

③ 監事機能の適正化

監事の職責に関する理解が十分とは言い難く、理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使できるかどうか懸念される。単に監事監査規程を整備するだけでなく、専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。

(3) コンプライアンス関係 【別紙① 6 参照】

④ 全役員(理事及び監事)に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

全役員に対し、研修を速やかに実施すること。

(4) 講ずべき措置の検討体制関係 【別紙① 5 参照】

⑤ 講ずべき措置の検討体制

措置の公平性及び公正性を確保するため、平成29年3月及び平成31年3月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

4 勧告の理由

奈良県公益認定等審議会から奈良県知事宛て「勧告書」(令和6年8月26日付け第9号)の4に記載のとおり。

5 勧告に係る措置状況報告書の提出等

上記3について必要な措置を講じた上で、その内容を別紙報告様式「勧告に係る措置状況報告書」により奈良県総務部法務文書課に提出すること。

なお、報告に当たっては理事会で検討し、機関決定の上、措置の検討を行った理事会、正副会長会議、コンプライアンス委員会等の議事録及び社員から提出された意見聴取書の写しなど一切の検討状況が分かる資料とともに関係者の分かる資料も添付すること。

※ 正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益法人認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得る。

また、正当な理由がなく、上記命令に従わないとき、公益法人認定法第29条第1項第3号により、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされている。

6 報告期限

令和6年12月23日(月)

<本件担当者>

奈良県 総務部 法務文書課 公益法人係 石河、上垣内

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL 0742-27-8329 FAX 0742-26-0457



## ○求める措置の根拠となる事実

勧告（令和5年5月31日）に対する措置状況報告書、報告要求に対する報告書、ヒアリング等から判明した違法又は不適正な法人運営は以下のとおりである。

## 1. 重大な認識誤り

【別紙③ H】

今回の立入検査で明らかとなった重大な法令違反は、公益認定基準に違反していたことはもとより、当該違反事実を認識しながら是正せず、県の立入検査時及び県への報告提出時において、事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行ったことである。

すなわち、令和2年2月の立入検査時に提示された兼職届に、法人役員の「樞原商工会議所との兼職状況」が記載されていなかった以上、県は、役員の3分の1規定違反に関し指摘する術がないにもかかわらず、当時、県が行った「概ね適正」との評価を、県の「お墨付き」と主張し、措置状況報告書等において、自らの責任を県に転嫁している。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第3号の規定により「検査の妨げ」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

また、下記5に後述するとおり、勧告に係る措置状況報告書の検討過程の公正性にも疑念がある。

## 2. 正副会長会議の位置づけの是正

【勧告書 3 購すべき措置 ②】【別紙③ E、F】

正副会長会議において、役員の3分の1規定違反となる事実が共有されていたにもかかわらず、この違反事実が是正されず、理事会への報告も行われなかった。この事実等を踏まえると、法定機関でない正副会長会議に権限を集中させることは、法定機関たる理事会の権限を形骸化させるおそれがある。

また、正副会長会議の構成員に、法律上の権限及び責任がないだけでなく、本件事案における重大な違法行為である検査の妨げ等（上記1及び下記3に記載する事実）を実行した事務局を加えることは、正副会長と事務局による重要事項の専断につながり、本件同様の違法行為の温床となる可能性が否定できない。

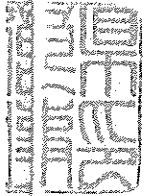
## 3. 事務局に対する監視監督

【勧告書 3 購すべき措置 ②】【別紙③ G、I】

法人として、役員の3分の1規定に違反する事実を認識した後も、事務局が役員の3分の1規定に適合しているものとして、役員の変更の届出を県に提出していた。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第1号の規定により、「虚偽届出」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

加えて、令和5年5月30日の勧告で求めた「監督機能の強化として、例えば常勤理事の設置など」との事項に、法人として対応する措置として、令和5年8月の



コンプライアンス委員会において、上記1にも記載した違法行為を行っていた事務局の長たる事務局長を、「常勤理事」として専務理事等に就任させるべく協議している。

#### 4. 監事機能の適正化

【勧告書 3 講ずべき措置 ③】

令和5年10月31日の報告要求において監事の意見の添付を求めたところ、極めて簡易な意見書が添付されているのみで、具体的にどのような監査を行ったのか不明である。

また、令和6年2月に実施したヒアリングにおいて、「公益法人の監事がそれほど重い役職だとは認識していなかった」との発言が現監事から行われたところである。

このような点からすれば、理事の職務執行の監査等、法律上の権限を適正に行使できる状況になく、単に監査規程を整備するだけでは、監事機能が適正に機能しないことが見込まれる。

#### 5. 検討体制及び検討結果の公平性・公正性への疑念

【勧告書 3 講ずべき措置 ⑤】【別紙③ F、G】

- (1) 平成31年3月当時の当該法人会長（代表理事）は、事務局長に榎原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成させ、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。

それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかった。

加えて、令和元年6月には、他の理事や監事にも報告せず、当該法令違反となる役員選任議案を提出し、社員総会の決議を得た。

- (2) 上記（1）の当該法人会長は、当該法人が勧告に基づき調査を依頼する第三者委員会の調査対象とも言うべき人物である。

それにもかかわらず、当該法人会長は、当該法人のコンプライアンス委員会の委員長に就任し、勧告に基づく措置状況報告書の作成に関わることとなるが、たとえ検討過程、手続等が形式的に問題なく処理されていたとしても、上記（1）の事実を踏まえると、委員長自身に都合の良い第三者委員会の人選、措置状況報告書の作成等を行う意向が働いたとの疑念を抱かれても仕方のない状況であり、公正中立な調査・措置を行ったと評価することができない。

- (3) また、上記（2）の当該法人会長が、令和4年8月の立入検査における県の指摘後に是正に取り組んだことのみをもって、「長期間にわたり、役員のおよそ3分の1規定違反を認識していたにもかかわらず、是正を行ってこなかった」事実についての責任を、法人として不問としていることは、公平性・公正性に疑念がある。

#### 6. コンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

【勧告書 3 講ずべき措置 ④】【別紙③ N】

役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修が未実施である。

公益社団法人橿原経済倶楽部 社員各位

このメッセージは、公益法人認定法<sup>(第)</sup>に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する事項等を調査・審議する機関である奈良県公益認定等審議会の総意として呼びかけさせていただきます。

公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間法人のことです。現在、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっています。このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要性を増しています。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

そのため、公益法人は私的利益を追求するのではなく、社会の公益に資する活動を行うがゆえに税制上の優遇が与えられています。であるからこそ、公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスが求められており、公益法人認定法を中心とする法制度が定められています。

以上のような公益法人認定法の趣旨からすれば、今般、貴法人において、設立当初より役員<sup>(第)</sup>の3分の1規定に違反していたことだけではなく、前記基準に反することを知った後も、県の立入検査において事実<sup>(第)</sup>に反することが容易に知りうる文書を県に提示し、役員変更時には前記基準に適合している旨の届出書を提出し、公益法人認定法による行政のチェックができなかったことは、公益認定制度上当然求められる公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスに著しく反することから、現時点において役員<sup>(第)</sup>の3分の1規定に適合したからと言って黙認できるものではありません。

それ故、公益法人の社員である皆様におかれましては、公益法人の構成員としての自覚を持ち、今般事案のガバナンス上の問題点、経緯を十分理解するとともに、今後同じような事案が生じないように、「法人運営における適正なガバナンスの構築」及び「開かれた透明性の高い業務運営」を執行部（理事会）に強く求めていただきたく存じます。

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和6年8月26日

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充





Vertical text columns on the right side of the page, including a date and a signature, which are extremely faint and difficult to read.

Vertical text columns at the bottom right of the page, also very faint and illegible.



**【H】令和2年2月 県の立入検査**

- ・立入検査に対応した当該法人の事務局長は、役員の3分の1規定に違反していることを正確に認識していたにもかかわらず、県の検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示した。
- ・その結果、公益法人認定基準違反の発覚が妨げられた。

**【I】令和3年6月 社員総会**

- ・社員総会において役員改選がなされたが、違反は是正されなかった。
- ・なお、改選にあたって徴収した兼職届は記載内容が不正確なものもあったが、今回も真偽の確認作業がなされなかった。

**【J】令和4年6月 県への情報提供**

- ・当時の当該法人会長（代表理事）及び副会長の連名により、法人が役員の3分の1規定に違反している可能性があるため、立入検査を求める申し入れがなされた。

**【K】令和4年8月 県の立入検査**

- ・当時の役員において、役員の3分の1規定違反が明らかとなる。

**【L】令和4年11月 県の立入検査**

- ・新聞記事の内容により、役員の3分の1規定に過去から継続的に不適合である疑いが生じたため追加の立入検査を行い、設立当初から不適合であったことが明らかとなる。

**【M】令和5年5月 審議会からの立入検査結果通知**

- ・長期にわたり役員の3分の1規定への不適合があったことを指摘する立入検査結果を通知。

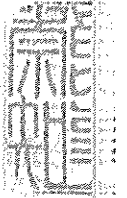
**【N】令和5年5月 県からの勧告**

- ・次の①②の措置を講じる勧告を通知

① 責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、原因究明及び再発防止策の策定（外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。）

② 公益法人としてのガバナンスの確保

- ・ 役員の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
- ・ コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
- ・ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築 など





【参考：関係法令】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

（1）～（10） 略

（11） 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

（12）～（18） 略

（変更の届出）

第13条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（1）～（3） 略

（4） 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2 略

（報告及び検査）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 略

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- (1) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。
- (4) 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 前節の規定を遵守していないとき。
- (3) 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3~7 略

(委員会による勧告等)

第46条 委員会は、前条第1項若しくは第2項の場合又は第59条第1項の規定に基づき第27条第1項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第28条第1項の勧告若しくは同条第3項の規定による命令又は第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3 略

(合議制の機関による勧告等)

第54条 第46条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項若しくは第2項」とあるのは「第53条第2項において準用する前条第1項若しくは第2項」と、「第59条第1項」とあるのは「第59条第2項」と、同項及び同条第3項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(権限の委任等)

第59条 略

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第66条 次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第1項、第24条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 略

(3) 第27条第1項(第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)  
(他の同一の団体において相互に密接な関係にある者)

第5条 法第5条第11号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- (2) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。第8条第1号において同じ。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)

(変更の届出)

第11条 法第13条第1項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第3号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第13条第1項第4号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 理事等(代表者を除く。)又は会計監査人の氏名若しくは名称

(2) 及び(3) 略

3 第1項の届出書には、法第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付しなければならない。

(公表の方法)

第53条 法第28条第2項、第44条第1項(法第52条並びに整備法第134条及び第139条において準用する場合を含む。)及び第46条第2項(法第54条において準用する場合を含む。)の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（一般社団法人と役員等との関係）

第64条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（忠実義務）

第83条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（理事会の権限等）

第90条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 代表理事の選定及び解職

3～5 略

（監事の権限）

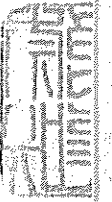
第99条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2～4 略

○民法（明治29年法律第89号）

（受任者の注意義務）

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。



(別紙報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]  
令和 年 月 日

奈良県知事  
山下 真 様

法人の名称  
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和6年9月3日付け法文第307号をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担 当 者	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	

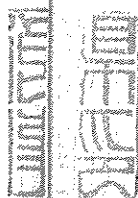


(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

	勧告事項	勧告事項に係る措置状況
1	①社員への説明責任の遂行 社員に対して、本件勧告文（求める措置の根拠となる事実(別紙①)、会長メッセージ(別紙②)及び本件事案の全体像(別紙③)を含む。)を配付した上で、勧告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明すること。	
	社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。	
2	②理事会による責任ある法人運営の確立 理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。	
	理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。	
3	③監事機能の適正化 専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。	
4	④全役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施 全役員に対し、研修を速やかに実施すること。	



5	<p>⑤講ずべき措置の検討体制</p> <p>措置の公平性及び公正性を確保するため、平成29年3月及び平成31年3月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。</p>	
---	---	--



(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。



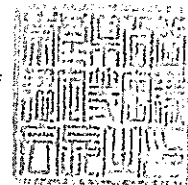


第 9 号

令和6年8月26日

奈良県知事 山下 真 殿

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充



### 勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

#### 1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A001263
- (2) 法人の名称：公益社団法人樞原経済倶楽部
- (3) 代表者の氏名：高瀬 泰嗣
- (4) 主たる事務所の所在場所：奈良県樞原市久米町652番地の2

#### 2 再勧告の趣旨

貴法人から提出のあった、「勧告に係る措置状況報告書」、「各報告要求に対する報告書」、「ヒアリング内容」等を検証したが、貴法人は、「コンプライアンス委員会の委員長に、第三者委員会の調査対象とも言うべき人物を据えて問題の検証や措置内容を検討」、「問題の責任は法人が立入検査を妨げたこと等にあるにもかかわらず、県の検査実施方法等に責任を転嫁」、「令和5年8月のコンプライアンス委員会において、立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていた事務局長を専務理事等にすることを議論」するなど勧告の趣旨を全く理解しておらず甚だ遺憾である。

また、講じられた措置も、その検討過程の公平性及び公正性に疑念があるだけでなく、その内容も適正なガバナンスを確保できるものとは言い難く不十分であると認められる。

以上のことから、別紙①「求める措置の根拠となる事実」を熟読したうえで、再度、下記3に記載のガバナンス構築等のために必要な措置を講じるよう求めることとした。

### 3 講ずべき措置

以下の(1)～(4)の講ずべき措置の根拠については、別紙①を参照されたい。

#### (1) 今回事案についての社員への説明責任の遂行

##### ① 社員への説明責任の遂行 【別紙①～③ 参照】

社員に対して、本件勧告文(求める措置の根拠となる事実(別紙①)、奈良県公益認定等審議会会長メッセージ(別紙②)及び本件事案の全体像(別紙③)を含む。)を配付した上で、勧告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明し、社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。また、当該意見取りまとめ結果及び今回勧告に係る措置状況報告書を社員へ報告すること。

#### (2) ガバナンス関係 【別紙① 2～4 参照】

##### ② 理事会による責任ある法人運営の確立

法定の機関ではない正副会長会議に業務執行の権限を帰属させることで、理事会の業務権限を奪う恐れがある。理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。加えて、理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。

##### ③ 監事機能の適正化

監事の職責に関する理解が十分とは言い難く、理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使できるかどうか懸念される。単に監事監査規程を整備するだけでなく、専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。

#### (3) コンプライアンス関係 【別紙① 6 参照】

##### ④ 全役員(理事及び監事)に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

全役員に対し、研修を速やかに実施すること。

#### (4) 講ずべき措置の検討体制関係 【別紙① 5 参照】

##### ⑤ 講ずべき措置の検討体制

措置の公平性及び公正性を確保するため、平成29年3月及び平成31年3月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

#### (5) 令和6年12月23日(月)までに、上記(1)～(4)について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

なお、報告に当たっては理事会で検討し、機関決定の上、措置の検討を行った理事会、正副会長会議、コンプライアンス委員会等の議事録及び社員から提出された意見

聴取書の写しなど一切の検討状況が分かる資料とともに関与者の分かる資料も添付すること。

#### 4 理由

上記2及び別紙①、③に記載の内容を踏まえると、当該法人においては、役員及び理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を履行せず、なお公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を再度勧告することが適当である。



## ○求める措置の根拠となる事実

勧告（令和5年5月31日）に対する措置状況報告書、報告要求に対する報告書、ヒアリング等から判明した違法又は不適正な法人運営は以下のとおりである。

## 1. 重大な認識誤り

【別紙③ H】

今回の立入検査で明らかとなった重大な法令違反は、公益認定基準に違反していたことはもとより、当該違反事実を認識しながら是正せず、県の立入検査時及び県への報告提出時において、事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行ったことである。

すなわち、令和2年2月の立入検査時に提示された兼職届に、法人役員の「榎原商工会議所との兼職状況」が記載されていなかった以上、県は、役員の3分の1規定違反に関し指摘する術がないにもかかわらず、当時、県が行った「概ね適正」との評価を、県の「お墨付き」と主張し、措置状況報告書等において、自らの責任を県に転嫁している。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第3号の規定により「検査の妨げ」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

また、下記5に後述するとおり、勧告に係る措置状況報告書の検討過程の公正性にも疑念がある。

## 2. 正副会長会議の位置づけの是正

【勧告書 3 講ずべき措置 ②】【別紙③ E、F】

正副会長会議において、役員の3分の1規定違反となる事実が共有されていたにもかかわらず、この違反事実が是正されず、理事会への報告も行われなかった。この事実等を踏まえると、法定機関でない正副会長会議に権限を集中させることは、法定機関たる理事会の権限を形骸化させるおそれがある。

また、正副会長会議の構成員に、法律上の権限及び責任がないだけでなく、本件事案における重大な違法行為である検査の妨げ等（上記1及び下記3に記載する事実）を実行した事務局を加えることは、正副会長と事務局による重要事項の専断につながり、本件同様の違法行為の温床となる可能性が否定できない。

## 3. 事務局に対する監視監督

【勧告書 3 講ずべき措置 ②】【別紙③ G、I】

法人として、役員の3分の1規定に違反する事実を認識した後も、事務局が役員の3分の1規定に適合しているものとして、役員の変更の届出を県に提出していた。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第1号の規定により、「虚偽届出」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

加えて、令和5年5月30日の勧告で求めた「監督機能の強化として、例えば常勤理事の設置など」との事項に、法人として対応する措置として、令和5年8月の

コンプライアンス委員会において、上記1にも記載した違法行為を行っていた事務局の長たる事務局長を、「常勤理事」として専務理事等に就任させるべく協議している。

#### 4. 監事機能の適正化

【勧告書 3 講ずべき措置 ③】

令和5年10月31日の報告要求において監事の意見の添付を求めたところ、極めて簡易な意見書が添付されているのみで、具体的にどのような監査を行ったのかわからない。

また、令和6年2月に実施したヒアリングにおいて、「公益法人の監事がそれほど重い役職だとは認識していなかった」との発言が現監事から行われたところである。

このような点からすれば、理事の職務執行の監査等、法律上の権限を適正に行っている状況になく、単に監査規程を整備するだけでは、監事機能が適正に機能しないことが見込まれる。

#### 5. 検討体制及び検討結果の公平性・公正性への疑念

【勧告書 3 講ずべき措置 ⑤】【別紙③ F、G】

(1) 平成31年3月当時の当該法人会長（代表理事）は、事務局長に榎原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成させ、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。

それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかった。

加えて、令和元年6月には、他の理事や監事にも報告せず、当該法令違反となる役員選任議案を提出し、社員総会の決議を得た。

(2) 上記(1)の当該法人会長は、当該法人が勧告に基づき調査を依頼する第三者委員会の調査対象とも言うべき人物である。

それにもかかわらず、当該法人会長は、当該法人のコンプライアンス委員会の委員長に就任し、勧告に基づく措置状況報告書の作成に関わることとなるが、たとえば検討過程、手続等が形式的に問題なく処理されていたとしても、上記(1)の事実を踏まえると、委員長自身に都合の良い第三者委員会の人選、措置状況報告書の作成等を行う意向が働いたとの疑念を抱かれても仕方のない状況であり、公正中立な調査・措置を行ったと評価することができない。

(3) また、上記(2)の当該法人会長が、令和4年8月の立入検査における県の指摘後には是正に取り組んだことのみをもって、「長期間にわたり、役員3分の1規定違反を認識していたにもかかわらず、是正を行ってこなかった」事実についての責任を、法人として不問としていることは、公平性・公正性に疑念がある。

#### 6. コンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

【勧告書 3 講ずべき措置 ④】【別紙③ N】

役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修が未実施である。

公益社団法人橿原経済倶楽部 社員各位

このメッセージは、公益法人認定法<sup>(第4)</sup>に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する事項等を調査・審議する機関である奈良県公益認定等審議会の総意として呼びかけさせていただきます。

公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間法人のことです。現在、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっています。このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要さを増しています。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

そのため、公益法人は私的利益を追求するのではなく、社会の公益に資する活動を行うがゆえに税制上の優遇が与えられています。であるからこそ、公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスが求められており、公益法人認定法を中心とする法制度が定められています。

以上のような公益法人認定法の趣旨からすれば、今般、貴法人において、設立当初より役員3分の1規定に違反していたことだけではなく、前記基準に反することを知った後も、県の立入検査において事実と反することが容易に知りうる文書を県に提示し、役員変更時には前記基準に適合している旨の届出書を提出し、公益法人認定法による行政のチェックができなかったことは、公益認定制度上当然求められる公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスに著しく反することから、現時点において役員3分の1規定に適合したからと言って黙認できるものではありません。

それ故、公益法人の社員である皆様におかれましては、公益法人の構成員としての自覚を持ち、今般事案のガバナンス上の問題点、経緯を十分理解するとともに、今後同じような事案が生じないよう、「法人運営における適正なガバナンスの構築」及び「開かれた透明性の高い業務運営」を執行部（理事会）に強く求めていただきたく存じます。

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和6年8月26日

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充





Faint, illegible text or markings in the bottom left corner, possibly bleed-through from the reverse side of the document.



○ 本件事案の全体像

【A】平成元年3月 社団法人設立

【B】平成23年3月 奈良県知事より公益認定を受ける

【C】平成23年4月 公益社団法人となる

- ・ 樞原商工会議所の役員を兼職している者が多く、役員 $\frac{3}{10}$ の規定に違反する状態であったが、法人の役員及び事務局は規定の存在や意味を明確に認識せず。

【D】平成29年2月 県の立入検査

立入検査において、

- ・ 役員改選の際に、役員が他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者かどうかの確認がされていなかったことが判明。
- ・ 公益法人認定法第5条第11号及び認定法施行令第5条に基づき、役員改選の際には書面で確認することを指導。
- ・ その指導に対する措置状況報告において「次期役員改選（当年6月改選）より、3月9日に開かれた公益法人研修会資料の中にあつた兼職届ひな形を参考に作成し、新役員全員に提出を願い、確認を行う。」との対応策の報告があつた。
- ・ しかし、その後も兼職届の記載内容が不正確で兼職状況の確認ができない状況が続いた。

上記対応により、公益法人認定基準違反の発覚を妨げ、違法状態が継続したことの重大な要因となつた。

【E】平成29年3月 正副会長会議

- ・ 当時の公益アドバイザーも同席していたにもかかわらず、役員 $\frac{3}{10}$ 規定違反は「直ぐに対応できない為、徐々に考慮していくこととする。指摘された場合、その時に考えることで全員一致」と問題を放置。

【F】平成31年3月 正副会長会議

- ・ 当時の当該法人会長（代表理事）の命により事務局長が樞原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成し、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。
- ・ それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかつた。

【G】令和元年6月 社員総会

- ・ 当時の当該法人会長（代表理事）は、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に違反する事実を認識していたにもかかわらず、他の理事や監事にも報告せず、当該法令違反となる役員選任議案を提出し、総会決議を得た。
- ・ 役員改選後も $\frac{3}{10}$ 規定に違反する兼職状況であったが、公益認定の基準に適合する旨の事実と反することが容易に知りうる確認書を県へ提出。
- ・ なお、改選にあたって徴収した兼職届は記載内容が不正確なものもあつたが、真偽の確認作業がなされなかつた。

【H】令和2年2月 県の立入検査

- ・立入検査に対応した当該法人の事務局長は、役員の3分の1規定に違反していることを正確に認識していたにもかかわらず、県の検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示した。
- ・その結果、公益法人認定基準違反の発覚が妨げられた。

【I】令和3年6月 社員総会

- ・社員総会において役員改選がなされたが、違反は是正されなかった。
- ・なお、改選にあたって徴収した兼職届は記載内容が不正確なものもあったが、今回も真偽の確認作業がなされなかった。

【J】令和4年6月 県への情報提供

- ・当時の当該法人会長（代表理事）及び副会長の連名により、法人が役員の3分の1規定に違反している可能性があるため、立入検査を求める申し入れがなされた。

【K】令和4年8月 県の立入検査

- ・当時の役員において、役員の3分の1規定違反が明らかとなる。

【L】令和4年11月 県の立入検査

- ・新聞記事の内容により、役員の3分の1規定に過去から継続的に不適合である疑いが生じたため追加の立入検査を行い、設立当初から不適合であったことが明らかとなる。

【M】令和5年5月 審議会からの立入検査結果通知

- ・長期にわたり役員の3分の1規定への不適合があったことを指摘する立入検査結果を通知。

【N】令和5年5月 県からの勧告

- ・次の①②の措置を講じる勧告を通知
- ①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、原因究明及び再発防止策の策定（外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。）
- ②公益法人としてのガバナンスの確保
  - ・役員の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
  - ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
  - ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築 など

法文第308号  
令和6年9月3日

公益社団法人樞原経済倶楽部  
会長 高瀬 泰嗣 様

奈良県総務部長



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第28条第1項  
の規定に基づく勧告について（通知）

貴法人の理事及び監事の多くが樞原商工会議所の役員を兼職し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第1項第11号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）第5条第1項第1号の規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について、別添のとおり公益法人認定法第28条第1項の規定に基づく勧告を行いましたので、通知します。

貴法人において、法人運営上の問題点に対する自浄作用がいまだ適正に働いていないことは看過できない問題であり、公益法人に求められる適正な業務遂行が著しく損なわれていると言わざるを得ません。

令和2年12月に「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が取りまとめた「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」において、公益法人の運営に「ガバナンスが効いている」といえるための要素の一つとして「不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立されていること」が挙げられています。具体的には「まずは自己点検と是正により、不祥事の予防・発見を期すとともに、それでもなお不祥事が起きた場合、違法・不当な状態の解消、事実関係の把握・原因の究明、関係者の処分、役員を含めた責任の所在の明確化、再発防止といった一連の措置を速やかに講じることが不可欠である」とされています。

しかし、前回の勧告に基づき貴法人が講じた措置は、「違法・不当な状態の解消」は行われたものの、「事実関係の把握・原因の究明、関係者の処分、役員を含めた責任の所在の明確化、再発防止」は不十分なものとなっており、「不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立」されているとは言えない状態です。

貴法人は、税制上の優遇措置を受ける公益法人としての自覚のもと、公益法人に求められるガバナンスを確保し、法令に沿った厳正な法人運営に取り組む必要があり、当該勧告に基づく措置を厳正に実施してください。

なお、別添勧告文記載の「3 講ずべき措置 ① 社員への説明責任の遂行」における社員からの意見聴取については、本通知別紙に記載する事項に留意してください。

加えて、措置の検討状況を確認するため、中間報告を求めることがあります。

また、本件については、法令に基づき、令和6年9月3日に公表する旨を申し添えます。

奈良県総務部法務文書課  
公益法人係 石河、上垣内  
TEL：0742-27-8329

【別紙】

○ 勧告文記載の「3 講ずべき措置 ① 社員への説明責任の遂行」における留意点

「社員への説明責任の遂行」は、令和2年12月に「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が取りまとめた「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」において、公益法人のガバナンスが有効に機能するためには、社員総会に属させられた役員を選任及び解任の権限などを適切に行使し、役員に対する社員の牽制機能を発揮することにより、法人の適正な運営を確保する必要があるとされていることを十分に理解した上で、下記の事項を遵守して実施すること。

- 1 意見聴取の方法及び内容について、奈良県総務部法務文書課と事前に協議をすること。
- 2 社員への意見聴取においては、少なくとも以下の項目を聴取すること。
  - ・本件事案における役員の実任は明らかにされているか。
  - ・今回の勧告で求められている「3 講ずべき措置」への理事会の対応案が勧告の趣旨に沿ったものであるか。※措置項目ごとに聴取すること。
- 3 意見聴取は匿名で行うこと。
- 4 社員から提出された意見聴取書の写しを全て、今回の勧告に基づく措置状況報告書と併せて提出すること。
- 5 今回の勧告に基づく措置状況報告において、提出があった社員の意見のそれぞれに対して理事会はどのように考え、措置に反映したか、しなかったのか報告をすること。